

●香川県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年8月18日から同月31日まで一般の縦覧に供する。

令和8年8月18日

香川県知事 池 田 豊 人

1 指定する道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類及び路線名	区 域
(1) 主要地方道（4号）丸亀三好線	仲多度郡琴平町榎井字下所184番14地先から 仲多度郡琴平町榎井字篠岡27番4地先まで
(2) 主要地方道（25号）善通寺多度津線	仲多度郡多度津町桜川一丁目甲342番2地先から 仲多度郡多度津町桜川一丁目甲1番6地先まで
(3) 主要地方道（26号）土庄福田線	小豆郡土庄町字東元浜港289番45地先から 小豆郡土庄町淵崎字川向甲2062番1地先まで
(4) 一般県道（147号）太田上町志度線	高松市鹿角町字東原24番1地先から 高松市六条町字上川東50番3地先まで
(5) 一般県道（183号）綾川国分寺線	高松市国分寺町新名字立石2026番3地先から 高松市国分寺町国分字野間177番5地先まで
(6) 一般県道（186号）大屋富築港宇多津線	坂出市西大浜北三丁目45番14地先から 坂出市西大浜北四丁目38番36地先まで
(7) 一般県道（220号）大見吉津仁尾線	三豊市三野町大見字道免南甲924番4地先から 三豊市三野町下高瀬字寺前1976番1地先まで
(8) 一般県道（272号）高松志度線	高松市室町字室1907番11地先から 高松市松縄町32番7地先まで
(9) 一般国道438号	丸亀市綾歌町岡田上字重永1590番1地先から 丸亀市飯山町東坂元字秋常150番2地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

(1) 1の(1)に掲げるもの

「ゾーン30プラス」の区域にある通学路の占用を制限することにより、幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るため。

(2) 1の(2)から(9)までに掲げるもの

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 令和8年9月1日